

道の駅よかわ電気自動車用充電設備等導入事業
-公募仕様書-

1. 事業の名称

道の駅よかわ電気自動車用充電設備等導入事業（以下「本事業」という。）

2. 事業の目的

三木市では、デコ活に基づき4つの取組の方向性を掲げ、市・市民・事業者が一体となって脱炭素につながる新しい豊かな暮らしづくりを進めている。また、令和7年度にはゼロカーボンシティーを宣言し、その中で「移動手段の脱炭素化」の取組（取組の視点：車両を電気自動車等へ切り替えることで車両運行に伴う温室効果ガスを削減）んでいる。

これに対応して、道の駅よかわにおいて先行的に民間活力を活用し、電気自動車（以下「EV」という。）の充電設備（急速充電・普通充電）を導入して利用環境の整備を行うこととする。このためEVが利用可能な充電設備（配線等の附帯設備等を含む。以下「EV充電設備等」という。）を設置することを目的とする。

3. 事業の概要

本事業は、EVが利用可能な充電設備（配線等の附帯設備等を含む。以下「EV充電設備等」という。）の設置について、道の駅よかわの駐車場（指定箇所）を活用して行うものとする。

(1) 共通事項

(ア) 国補助金の活用

①本事業の実施に伴い国の補助事業（クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金）を活用する場合は、事業者により申請の作成や手続き等を行い、補助事業の条件に適応した内容で提案するものとする。なお、国の補助金を活用しない場合においても、補助要件に準拠した内容で提案すること。

(イ) 設備条件

①本仕様書で定義するEV充電設備の出力は次に定めるものとする。

EV急速充電設備：50kW以上

EV普通充電設備：3kW以上

(ウ) 業務遂行

①契約締結後、速やかに業務の履行に必要な人員を確保し、業務を履行すること。また、業務の履行に当たっては、統括責任者を選任すること。統括責任者は本事業または類似の事業に従事した経験があり、業務管理に関する責任者を充て、変更があった場合は直ちに届け出ること。

②EV充電設備等の設置にあたっては、事業者は、事前にEV充電設備等の仕様、施工方

法等を記した施工計画書を施設管理者(株吉川まちづくり公社:以下「発注者」という)に提出し、承諾を得るものとする。

- ③設置工事は、施設の運用を維持したまま行うものとし、やむを得ず停電作業等が必要な場合は、事前に発注者と協議を行うものとする。なお、停電に伴う電気主任技術者の立ち合い等必要とする費用はすべて事業者で負担すること。
- ④事業者は、EV充電設備等の運転開始前後に事故や障害等が発生した場合は、ただちに発注者に連絡したうえで対応し、その結果を報告しなければならない。また、市や利用者から事故等の連絡を受けた場合についても同様である。

(エ) リスク

- ①第三者との間における紛争等に関しては、事業者として責任ある立場で解決するものとする。
- ②事業者は、施設の建築物や電気系統に損傷又は損害を与えた場合やEV充電設備等の設置及び管理に関する発注者との合意事項(契約書等において定める事項)に適合していないことにより施設等に損害を与えた場合、その他事業者の責めに帰すべき事由により発注者が損害を被った場合は、事業者がその損害を賠償する義務を負う。

(オ) 契約の締結

- ①EV充電設備等の設置にあたっては、発注者と契約を締結するものとする。

(カ) 契約の解除

- ①本事業を実施するにあたり、事業者が発注者との間に取り交わす契約に定める義務を履行しない場合には、協定及び契約を解除することがある。この場合、事業者の責任と負担により速やかに原状回復するものとする。
- ②事業者は、本事業を継続できなくなった場合、発注者が適切と認めた新たな事業者に権利及び義務を継承させることができる。

(キ) 法令遵守

- ①事業者は、関係法令等を遵守するものとする。

(2) 施設

- (ア) EV充電設備等の設置にあたっては事業者の自己資本により行うものとする。また、EV充電設備等の設計・設置・管理・運用等に係る一切の業務は、事業者が費用負担し、実施するものとする。
- (イ) 事業者は、候補施設の状況を十分に把握するために、資料等の収集、施設関係者への聞き取り、現地測定、既設設備の確認等の必要な事前調査を実施した上で、施設の駐車場区画や契約電力等を十分に考慮し、施設の電力使用設備の運用に支障をきたすことのないようEV充電設備等の規模を提案するものとする。
- (ウ) 事業者は、市施設でのEV充電設備等の設置に必要な用地等について使用許可の申請を行い、5年を上限として使用を許可し、事業者は都度、使用許可の更新申請をするも

のとする。EV 充電設備等の設置に必要な用地の使用料、設置期間については別途協議するものとする。

(エ) 事業者は、施設において EV 充電設備等の設置施設を選定するための設置可能性調査を行い、調査結果に基づき、発注者と事業者との協議により設置施設を決定するものとする。

設置可能性調査は以下の項目を調査すること。

- ① 設置可能な EV 充電設備等
- ② EV 充電設備等の数
- ③ EV 充電設備等を導入できる市施設の選定
- ④ 年間の利用回数・利用時間の見込み
- ⑤ 施設への EV 充電設備等導入スケジュールの策定

(オ) 令和 7 年 12 月末までに道の駅よかわへ EV 充電設備の設置及び供用を行うこと。設置が困難である場合は、令和 7 年 9 月までに設置及び供用について発注者と協議することとする。

(カ) 事業者は、利用者から利用料を徴収するものとし、利用料金および EV 充電設備等の利用により生じた電気料金の負担方法や精算方法等については、事業者が提案したうえで、発注者と協議し決定するものとする。なお、土地使用料については、提案時に提示すること。

(キ) 発注者は、業務の実施に当たり必要な資料を事業者に貸与する。なお、貸与を受けた資料は汚損、亡失等のないよう厳重に管理すること。

(サ) 契約締結後、速やかに本事業に関する問合せ全般に対応する窓口を設置すること。また、問合せ等があった場合は、日時、内容等を記録し、発注者へ報告すること。

4. 本事業の期間

EV 充電設備等の利用を開始する時期および事業期間は、発注者と事業者との協議により決定するものとする。

なお、事業期間終了後の取り扱いについては、発注者と協議の上、原則実施事業者の負担により撤去し原状回復するものとするが、発注者の負担が必要となる場合は企画提案書等において明確にすること。